保護者 各位

習志野市こども部こども保育課

【令和8年度】

幼稚園・こども園ご入園にあたっての給付認定に関する書類提出等について

平素より、習志野市保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、幼稚園・こども園へのご入園にあたり、無償化の対象となるには給付認定を受けていただく必要があります。対象者や提出書類等の詳細は次のとおりとなりますのでご確認いただき、お通いになる幼稚園・こども園へ必要書類のご提出をお願いいたします。ご提出いただいた後、認定の確認が出来次第、給付認定通知書等を発行する予定です。

なお、当案内は幼稚園・こども園(短時間児)への入園を希望される方を対象とした案内となります。保育所(園)・こども園(長時間児)への入園申込を希望される方は申込方法や提出書類が異なりますので、別途こども保育課までご相談ください。

また、当案内についてご不明な点等がございましたら、こども保育課までお問い合わせください。

1. 対象者等

(1) 1号認定						
対象者	2ページの「保育を必要とする事由」に該当しない方					
留意点等	申請する場合に、必要となる要件はありません。2ページの「保育を必要とする事由」に該当 しない方は、こちらでご申請ください。 ※1号認定のみの場合でも、預かり保育を利用することは可能です。ただし、利用の際には 費用がかかります。					
(2)1号認	(2) 1号認定 + 新2·3号認定					
対象者	預かり保育等を利用する(予定含む)方のうち、2ページの「保育を必要とする事由」に該当する方					
留意点等	申請する場合は、 保護者全員 が2ページの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。					
(3)1号認	(3) 1号認定 兼 新2·3号認定					
対象者	上記(2)のうち、認可保育所等の入所申込をしている(したことがある)方で、かつ、支給認定証 (2号・3号認定)の認定期間が入園日以降も継続している方					
留意点等	認可保育所等の入所申込をしている(したことがある)方で、習志野市より送付した支給認定証(2号・3号認定)の認定期間が、入園日以降も継続している方(父母の保育の必要性事由に変更がある方は除きます。)はこちらでご申請ください。 ※認定期間等を確認するため、事前に習志野市こども保育課へご連絡ください。					

【上表における用語について】

- ・「1号認定」・・・「子どものための教育・保育給付認定」の1号認定を指します。
- ・「新2・3号認定」・・・「子育てのための施設等利用給付認定」の2号・3号認定を指します。
- ・「2・3号認定」・・・「子どものための教育・保育給付認定」の2号・3号認定を指します。

	保育を必要とする事由(給付認定を受けるための要件)						
	事由 条件等						
1	就労	家庭内外問わず、月64時間以上仕事をしているため、児童の保育にあたれない。					
2	出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定日の2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初から、出産日から起算して57日 目が属する月の末日までが対象となります。)					
3	疾病または障がい疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。						
4	親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしている ために児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること。					
5	被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。					
6	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 ・ 求職中 ・ (認定開始後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。)						
7	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。(月64時間 以上を満たしていることが条件になります。)						
8	育児休業(継続入所)	下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に認可保育施設等に通っていること。					

[※]学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を 受けていること

2. 提出書類等

(1) 1号認定のみを申請される方(◆が付いている書類は、原則、習志野市こども保育課の指定様式)

	必要な書類						
	1	◆教育·保育給付認定·変更申請書(1号認定用)					
	2	◆提出書類確認票					
共		-	マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)				
通		い ①マイナンバーカード(西					
	3		②個人番号の通知カード				
		か③ ③個人番号記載の住民	③個人番号記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書				
		保護者の本人確認書類(運転免許	証・パスポート 等)の写し・・・②、③を提出する場合(5ページ参照)				
			その他状況によって必要な書類				
/中=#	キャナ	これがは日笠の士	在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、				
保護者やお子様が外国籍の方			資格外活動許可証(写し) のいずれか一つ				
ひとり親家庭の場合			・ 戸籍謄本 または				
			・離婚受理証明書(後日、戸籍謄本の提出が必要)				
生活保護を受給している場合			· 生活保護受給証明書				
 			【令和8年4月1日~令和8年8月31日の入園】				
		ミ申告等やご家庭等で特別な事情が とまるなきないです。	·令和7年度市区町村民税(非)課税証明書				
		額の確認ができない方	【令和8年9月1日~令和9年3月31日の入園】				
※税	申告後	とにご用意ください。	・令和8年度市区町村民税(非)課税証明書				
1			対 勤務先で発行する源泉徴収票 または 勤務先で発行する収入証明書等				
国内に住民票がない期間があったことから			【令和8年4月1日~令和8年8月31日の入園】				
税額の確認ができない方			・令和6年1月1日~令和6年12月31日の期間の収入の証明				
※ご不明な方は、お問い合わせください。			【令和8年9月1日~令和9年3月31日の入園】				
1			・令和7年1月1日~令和7年12月31日の期間の収入の証明				

(2) 1号認定+新2・3号認定を申請される方(◆が付いている書類は、習志野市こども保育課の指定様式)

(2)「号認定+新2・3号認定を申請される万(◆か付いている書類は、省志野市ことも保育課の指定様式) 必要な書類							
1 ◆教育·保育給付認定·変更申請書(1号認定用)							
	2	◆施設等利用給付認定·変更申請書(2号·3号認定用)					
	3	◆提出書	書類確認票	į			
共					マイナンバー確認	図書類の写し(<u>保護者全員分</u>)	
通		U)	①マイナンバーカード(両面)				
<i>~</i>	A い ①マイナンバーカード(両面ず) な。 ②個人番号の通知カード か。 ③個人番号記載の住民票の				- ド		
					民票の写し また	は 住民票記載事項証明書	
		保護者(の本人確認	書類(運転免	許証・パスポート	- 等)の写し・・・・②、③を提出する場合(5ページ参照)	
						と等を証明する各種証明書(保護者全員分)	
				会社勤め(被雇用者)		就労証明書(国が定める標準的な様式)	
				育児休業取得中 (入所後翌月10日までに復職)		1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2.◆育児休業後復職誓約書	
父		① 就	就労	就労	自営業	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2.自営業の実績確認ができる資料(いずれか一つ) …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写)等	
母とも					内職	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2.契約書の写し	
i L	5			採用内定有り		就労証明書(国が定める標準的な様式) (初月の就労時間が64時間以上の場合のみ)	
す れ	5	2		出産前	後	出産(予定)児の母子手帳の予定日ページの写し	
か 1		3	7	矢病 または	障がい	◆医師の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し	
父母ともに、いずれか1つ以上		4	親族の介護・看護		・看護	1. ◆介護·看護を受ける親族の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し 2.◆介護·看護状況調査票	
		5		被災家原	 廷	罹災証明書 等	
		6		求職活動	 b中	書類の提出は必要ありません。	
		7		就学	:	1. 在学(受講)証明書(学生証等)または合格(受講決定)通知書の写し 2.カリキュラムの写し	
		8		育児休業績	継続	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2.◆保育施設等利用証明書	
				7.0	3.◆育児休業に伴う継続利用申込書		
				₹0)	他状況によって」		
保護者	やお子様だ	が外国籍の	の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)のうち いずれか一つ		
ひとり親	ひとり親家庭の場合				・戸籍謄本 または ・離婚受理証明書(後日、戸籍謄本の提出が必要)		
生活保証	生活保護を受給している場合				・生活保護受給証明書		
12-00				4. 1. "	【令和8年4月1日~令和8年8月31日の入園】		
住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情が				公事情が	·令和7年度市区町村民税(非)課税証明書		
ある方で税額の確認ができない方				「令和8年9月1日~令和9年3月31日の入園】			
※税申台	※税申告後にご用意ください。				・令和8年度市区町村民税(非)課税証明書		
				勤務先で発行する源泉徴収票 または 勤務先で発行する収入証明書等			
国内に	国内に住民票がない期間があったことから			とから	【令和8年4月1日~令和8年8月31日の入園】		
	国内に住民宗がない <u>期間があったことが</u> ら 税額の確認ができない方			ر ∞را∟			
	祝顔の確認かできない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。				・・令和6年1月1日~令和6年12月31日の期間の収入の証明		
※こ个!	※に行る方は、の回い口176人/50で。				【令和8年9月1日~令和9年3月31日の入園】		
				E/千hE1 - 4		日~令和7年12月31日の期間の収入の証明 保健福祉手帳(1~3級)、療育手帳(A・B-1・B-2)、	

[※] 障害者手帳等・・・身体障害者手帳(手帳1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~3級)、療育手帳(A·B-1·B-2)、 介護保険被保険者証(要介護1~5)

(3) 1号認定 兼 新2・3号認定を申請される方

(◆が付いている書類は、習志野市こども保育課の指定様式)

(◆か何いている音類は、自心封刊ことも休月味の相定様式) 必要な書類								
	1							
	2	◆教育·保育給付認定変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定申請書(2号·3号認定用)						
_		◆提出書類確認票 フィナン・バー 727 表表の アレ (P. *********						
共		マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)						
通	•	いずん③		①マイナンバーカード(両面)				
<u> </u>	3	れる 13		号の通知力				
				は住民票記載事項証明書				
		保護者(・等)の写し・・・②、③を提出する場合(5ページ参照)		
		児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書(保護者全員分) 						
				会社勤め(被雇用者)		就労証明書(国が定める標準的な様式)		
					化業取得中	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式)		
				(入所後翌月10日までに復職)		2.◆育児休業後復職誓約書		
						1. 就労証明書(国が定める標準的な様式)		
		1	 就労		自営業	2.自営業の実績確認ができる資料(いずれか一つ) …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、		
45						ではた中口音(サバ 個八事業が開業組山音(サバ 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写)等		
母						1. 就労証明書(国が定める標準的な様式)		
と #.					内職	2.契約書の写し		
父母ともに、				採	用内定有り	就労証明書(国が定める標準的な様式)		
	4					(初月の就労時間が64時間以上の場合のみ)		
いずれか1つ以上	•	2		出産前		出産(予定)児の母子手帳の予定日ページの写し		
か 1		3	¥.	笑病 または	は障がい	◆医師の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し		
) - -				±0.45	·* - *	1. ◆介護·看護を受ける親族の診断書 または		
上		4		親族の介護・看護		障害者手帳等(※)の写し 2.◆介護・看護状況調査票		
		5	 被災家庭		 > 床	Z.▼月霞·有霞仍儿嗣且示 罹災証明書 等		
		6				書類の提出は必要ありません。		
				<u> </u>		1. 在学(受講)証明書(学生証等)または合格(受講決定)通知書の写し		
		7		就 学		2.カリキュラムの写し		
						1. 就労証明書(国が定める標準的な様式)		
		8		育児休美	羊継続	2.◆保育施設等利用証明書		
					3.◆育児休業に伴う継続利用申込書			
				₹(の他状況によって必			
保護者や	やお子様	が外国籍	の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)のうち			
					いずれか一つ			
ひとり親	見家庭の	場合			・戸籍謄本 または ・離婚受理証明書(後日、戸籍謄本の提出が必要)			
サンイ /ロ=	** - 5 //		LE A					
生活保証	隻を党給	している	易台		・生活保護党給証	・生活保護受給証明書		
住民税(の未由生	等やご家	庭等で特別	か事情	【令和8年4月1日	【令和8年4月1日~令和8年8月31日の入園】		
					·令和7年度市区町村民税(非)課税証明書			
がある方で税額の確認ができない方 ※税申告後にご用意ください。			1	【令和8年9月1日~令和9年3月31日の入園】				
				·令和8年度市区町村民税(非)課税証明書				
					勤務先で発行する源泉徴収票 または 勤務先で発行する収入証明書等			
国内に住民票がない期間があったことから			とから	【令和8年4月1日~令和8年8月31日の入園】				
			(LI) ''J					
税額の確認ができない方			.	・令和6年1月1日~令和6年12月31日の期間の収入の証明				
※ご不明な方は、お問い合わせください。			ごい。	【令和8年9月1日~令和9年3月31日の入園】				
					・令和7年1月1日~令和7年12月31日の期間の収入の証明 1級)特神陪実者保健短祉手帳(1~3級)療育手帳(A・R-1・R-2)			

[※] 障害者手帳等・・・身体障害者手帳(手帳 $1\sim4$ 級)、精神障害者保健福祉手帳 $(1\sim3$ 級)、療育手帳 $(A\cdot B-1\cdot B-2)$ 、介護保険被保険者証 $(要介護<math>1\sim5)$

<②又は③の申請をされる方の注意点>

- ・提出書類のうち、各種申請書については<u>児童1人につき1部ずつ、その他の書類は兄弟姉妹で1部ご用意</u>ください。(各種申請書については、兄弟姉妹で記載内容が重複する部分をコピーで代用可能です。)
- ・各種給付認定・変更申請書及び就労証明書等については、それぞれワード形式、エクセル形式の様式を、 市ホームページからダウンロードできます。
- ・「児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書」は、直近6か月以内に取得した証明書を以前にこども保育課に提出しており、その後内容に変更がなければ省略できることがあります。詳細は、お問い合わせください。
- ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の就労証明書をご提出ください。
- ・ ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。
- ・ 各種証明書の証明内容については、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。
- ・書類提出後、状況に変更があった場合は、早急に変更後の書類を提出してください。

(4) 個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類提出書類について

- ・ 顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方は、その写し(両面)をご提出ください。
- ・マイナンバー確認書類等は、A4サイズの用紙に両面コピーをした上で、ご提出ください。
- ・ 顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方は、下表に記載の【A】+【B】の書類を ご提出ください。

【A】個人番号確認書類	【B】本人確認書類			
(A)個八田与唯祕音規	顔写真付き身分証明書(1点で可)	その他本人確認書類(2点必要)		
□通知カード ※1 (記載された氏名、住所等が住民票に 記載された事項と一致している場合 のみ。【B】本人確認書類が必要)	□運転免許証 □パスポート □身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳	□公的医療保険の被保険者証 ※2 □年金手帳 ※3 □児童扶養手当証書または特別児童 扶養手当証書		
□個人番号が記載された住民票等 (【B】本人確認書類が必要)	□療育手帳 □在留カードまたは特別永住者証明書 □その他官公署発行の顔写真付き身分 証明書等で氏名、生年月日および住所	□介護保険被保険者証 □その他官公署からの発行書類で 氏名および生年月日または住所の 記載があるもの		
	の記載があるもの			

- ●すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご提出ください。
- 【※1】個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、通知カードを個人番号確認書類として使用することはできません。
- 【※2】国民健康保険被保険者証をお持ちの方は令和7年8月1日以降、社会保険被保険者証をお持ちの方は 令和7年12月2日以降は、各保険者が新たに発行する「資格確認書」の写しをご提出ください。 なお、写しを取った後、保険者(被保険者)等番号および記号・番号は黒塗りしてください。
- 【※3】年金手帳の発行は、令和4年4月1日に廃止されました。同年4月1日以降に発行された基礎年金番号 通知書は、本人確認書類として使用することができません。

(5) 提出期限·提出先

① 令和8年4月に入園希望の方

<u>ア. 提出期限 : 令和7年12月19日(金)</u>

イ. 提 出 先 : 習志野市こども保育課(郵送または窓口への持参)

② 令和8年度の年度途中に入園希望の方

ア. 提出期限: 原則、入園日の1週間前まで

イ. 提 出 先 : 習志野市こども保育課(郵送または窓口への持参)

※郵送の場合には、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。

<提出の際の共通の注意点>

●提出書類に不足や不備があった場合は、こども保育課から保護者の方にご連絡いたします。不足となっていた書類の準備が整いましたら、こども保育課へ改めてご提出ください。 (郵送の場合には、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。)

●入園日以降に申請があった場合は、認定開始日が入園日ではなく、原則、申請日(不足書類がある場合は 書類が揃った日)以降となりますのでご注意ください。

<令和8年4月に入園希望の場合の注意点>

- ●原則として、提出期限内でのご提出をお願いいたします。
- ●転居等の理由により、提出期限以降に入園を希望される場合は、書類一式が揃いましたら、こども保育課 へ至急ご提出ください。

<お問い合わせ先>

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市こども部こども保育課 入所・入園係 電話番号:047-453-5511(直通)